

## 「米国におけるコロナウイルス対策法案の概要について」

新型コロナウイルスの影響により世界各国で様々な救済措置が行われていますが、今回は米国における救済措置の概要についてお知らせしたいと思います。

### 1 Paycheck Protection Program (PPP)/給与保護プログラム。

過去2年間の資本が\$15,000,000未満で、税引後純利益が\$5,000,000未満の企業または、従業員500名未満の中小企業を対象として、従業員の8週間分の給与とその他費用をカバーすることで、雇用と給与を維持し事業の継続をサポートする目的で設けられたローンであり、一定の条件を満たせば返済不要です。ローン総額の75%（後に60%に修正）は給与関連費用に充てる必要があります。ローンの額は過去12ヶ月の給与処理総額月額平均の2.5倍まで（最大1千万ドル）です。8週間継続して社員の雇用を維持し、給与を支払い、更に指定された使用目的にのみ使用した場合には返済免除となります。

当初予算3,490億ドルは2週間で使い果たし、3,100億ドルの追加予算が認められました。なお当初から返済不要の要件は満たさないことを承知で、多額のローンを低金利で行う目的で利用する企業や、ローンの貸手となる銀行が手数料を稼ぐ目的で、高額のローンを行う企業を優先するなどしたため、中小企業の不満が続出したということで、制度の改善が図られました。

### 2 Economic Impact Payment/経済的救済支払金

米国籍保有者又は米国居住者の大人（17歳以上）は一人最大1,200ドル、納税者と半年超同居し、生活費の半分超を扶養されている16歳以下の米国籍保有者又は米国居住者に500ドルを現金支給し

ます。

申請手続きは不要であり、IRS（米国内国歳入庁）が過去の確定申告の記録を見て支払手続きを実施します。確定申告時に還付金の口座情報入力者には口座振り込みを行い、その他の人には登録された住所に小切手が届きます。米国では給与と所得者でも確定申告を行う必要があるため、容易にこのような給付方法が採れるようです。

### 3 Employee Retention Credit/従業員雇用維持クレジット

従業員1名につき最大1万ドルの給与の50%までの額について、雇用主負担のSocial Security Taxから控除可能となります。控除仕切れない額は還付されます。なお本制度を利用した場合、1のローンの返済は免除されません。（米国では雇用主、被雇用者の双方が給与額の6.2%のSocial Security Taxを治める必要性があります。厚生年金掛金に相当するものです。）

### 4 Payroll Tax Deferral/給与税の支払延期

2020年3月27日～12月31日の期間に支払われる必要のある給与税のうち、雇用者負担分のSocial Security Tax（6.2%）の支払いについて、その50%を2021年12月末まで、残りの50%を2022年12月末までペナルティ無しで延期可能とします。

給与税とはあまり聞き慣れない言葉ですが、給与からの源泉徴収項目及び雇用主負担の法定福利費の総称と考えて宜しいと思います。

定額給付金に相当するような制度として2がありますが、その他の制度は日本の制度とはかなり異なるようです。

（国際特別委員会副委員長 原 高明）